

第14回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成28年3月28日（月）15：59～18：07
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，大橋委員，神部委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋委員
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等「中間報告書（概要）」案について】

- 相続の場合や社会保障において扶養義務のある親族を調べるといった場合，行政機関からの照会に対してマイナンバーの制度を使って氏名や生年月日等の個人を特定する情報について回答することは難しいのか。
- ・ 個人の氏名などをマイナンバーの情報提供ネットワークシステムに直接流すことはできないが，例えば，「扶養義務のある人が何人いる」といった情報などを連携することは可能。
- ・ 照会する行政機関の聞き方による工夫によって，一定程度の情報連携は可能である。例えば，ある者の子どもの名前は何かと照会することができなくても，照会する側で，別途住基端末を叩くなどして子と思われる者の名前を把握しているのであれば，この者は子供か否かという問いに対してイエスかノーで回答することなどは可能である。
- ・ 情報連携に当たっては，そもそも戸籍内部のシステムの中でどのような形で情報を持っているかがポイントになる。情報連携のために中間サーバーにセットできるのは，あくまで戸籍内部のシステムで把握できる情報の内数に過ぎない。
- ・ 戸籍の場合，個人の情報が複数の戸籍に記録されており，父の戸籍における認知事項など戸籍が変動した際に，新しい戸籍には記録されない事項もある。子供が何人いるかを確定するためには，その人の戸籍を集めて判断することになるが，判断が難しい場合もある。
- ・ 社会保障の場面では，ある給付等を受けるために，本来であれば扶養義務者の有無等を申請者が証明しなければならないところを行政機関同士の情報連携によって，申請者に代わって確認するという形であれば，本人等の同意があるという前提で情報連携の在り方を考えることもできるのではないか。
- ・ マイナンバーの情報提供ネットワークシステムを介した情報連携については，定型化した情報を対象とする必要があるので，今後，各省庁でどのような情報の提供を望んでいるか，その中身を具体的に詰めていく必要がある。

【韓国における身分関係登録制度等について】

- 韓国では，日本の戸籍に当たる情報が一元化された後も，登録基準地という概念が残されているが，これは実務的な理由によるものなのか。
- ・ 登録基準地の概念は，在外の人の事務管轄を定める意味もあるが，韓国においても番号制度があり，出生届により身分登録簿が新たに作成された場合，その人の番号は，別途住所地で付けられるため，その番号を身分登録簿に記録する事務を行う機関を定める意味もある。

【その他（戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名について）】

- 氏名の振り仮名が明確になっていた方が良いというのは、一般論としてはニーズがあると思うが、実現性についてはどう考えるべきか。
- ・ 自治体によっては、住民票の写しに氏名の振り仮名が記載されているものもあるようだが、法律上の記載事項ではない。
- ・ 振り仮名を戸籍の記載事項として審査をする場合、かつての傍訓の際にあったように振り仮名が文字（漢字）の意味に全く関連しない場合に受理できるかという問題が生じる。
- ・ 出生届の場合、なるべく早く戸籍に記録するという使命があるので、そこで名をどういう形で読ませるかということの審査をするとすると、一定のルールがきちんと示されていないと審査は困難。また、氏については、同じ一族でも違う読み方をしている人もいるので、どれを正しいと判断するのは非常に難しい。

以 上